

## (目的)

第1条 この規程は神奈川県剣道連盟の規約に基づき、職務の遂行上必要とする経費(交通費、日当、謝金などをすべて含む)を報酬として支給する場合の必要な事項を定める。

## (謝金)

第2条 報酬は、この法人の主催する(1)ないし(7)の行事においてその業務を行った場合に支給するものとし、支給額はそれぞれ別表に定める。なお、必要に応じ前渡しすることができる。

- (1) 会長の命により視察、研究、会議等及びこれらに準ずる出張用務に従事する場合
  - (2) 会長の命により県又は県連盟及びこれに準ずる代表として「プロック」以上の全国大会に審判、監督、選手として出場する場合
  - (3) 会長の命により県内における講習、審査会、大会、合同稽古に講師、審査員、審判員、指導員、その他勤務員として業務に従事する場合
  - (4) その実費を賄う必要があると会長が特に認めた場合、この場合判断につき合理的な理由を幹部会議または理事会で説明する
  - (5) 幹部会、その他の諸会議及び関連諸団体等の会議等に出席した理事、常任理事、幹部及び会長が認めた者
  - (6) 理事会、常任理事会並びに支部長会及び事務局長会に出席した者
  - (7) 役員等が事務局におもむき、必要に業務を行った場合
2. 前各号の経費中、他団体から支給された者についてはその差額を支給することができる。
3. 報酬については、別表に掲げるとおりとする。

## (報酬の控除)

第3条 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

### 別表1 県外視察・研究・会議等

旅費 実費（急行・特急・座席指定・航空料金・船賃及びバス・タクシー代を含む）  
宿泊費 一泊 15,000円もしくは実費  
報酬(日当、謝金相当) 一日 8,000円

### 別表2 全国諸大会

旅費 実費（急行・特急・座席指定・航空料金・船賃及びバス・タクシー代を含む）  
宿泊費 一泊 15,000円もしくは実費  
報酬(日当、謝金相当) 一日 8,000円

ただし諸大会において宿泊料が規定されている場合は規定料金による。

### 別表3 講習会・審査会等における報酬

#### 神奈川県内実施

- ・本部係員のうち事務局員においては週日勤務との代替勤務として勤務する場合はこの報酬は支払われない
- ・1日とは実働時間が4時間を超える場合、半日とは4時間に満たない場合とする

#### 講習会

報酬	役員	主任講師	講師	本部係員	支部係員
1日	10,000	12,000	10,000	10,000	3,000
半日	6,000	7,000	6,000	6,000	2,000

#### 審査会

報酬	役員	選考委員	審査員	本部係員	支部係員
1日	10,000	10,000	10,000	10,000	6,000
半日	6,000	6,000	6,000	6,000	4,000

#### 大会

報酬	役員	審判員	本部係員	支部係員
1日	9,000	9,000	9,000	5,000
半日	5,000	5,000	5,000	3,000

#### 合同稽古

報酬	範士	教士八段
	8,000	6,000

基本稽古指導者は範士に準じた額とする

日当は支給しない

#### 剣道形謝金

関東大会以上 8,000円

県下大会 3,000円

・この謝金は審判等の謝金とは別途支払われる

#### 役員の事務局勤務

報酬	会長	理事長	その他の役員
1日	11,000	11,000	10,000
半日	6,000	6,000	6,000

#### 会議

常任理事会、理事会、支部長会議 3,000円  
幹部会議 5,000円

※ 上記金額は源泉徴収税額控除前の金額である。